

北海道松前沖に関する情報の提供について

北海道松前沖（以下「本区域」という。）において、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成 30 年法律第 89 号。以下「法」という。）第 8 条第 2 項に基づき経済産業大臣及び国土交通大臣が調査を実施したところですが、本区域における法に基づく公募（以下「本公募」という。）に関し、事業者において本公募への参加及び公募占用計画における提案内容を検討する際には、当該調査によって得られた情報（以下「本情報」という。）を参照することが有用と考えられるため、法第 4 条第 2 項も踏まえ、今般、本公募への参加を検討している事業者に対し、本情報を提供することとします。

本情報の提供を受けることを希望する事業者は、以下で定めるところに従い、本情報の提供申請を行って下さい。

1 申請の受付期間

(1) 新規の申請受付期間

令和 7 年 5 月 20 日（火）から令和 8 年 5 月 19 日（火）までとする。ただし、令和 8 年 5 月 19 日（火）までに、本区域が促進区域に指定された場合は、受付期間の終期を、本公募の受付終了日（本公募に係る公募占用指針で定める公募占用計画の提出期限日。以下同じ。）の 3 ヶ月前とする。

(2) 第二次被提供者の追加の申請受付期間

情報の提供申請に対する回答日から令和 8 年 5 月 19 日（火）までとする。ただし、令和 8 年 5 月 19 日（火）までに、本区域が促進区域に指定された場合は、受付期間の終期を、本公募の受付終了日の 1 ヶ月前とする。

2 本情報の内容

(1) 風況・海象等の調査の結果

項目	内容	
気象	風況	年平均風速、風速分布・風向分布、乱流強度、極値風速等
海象	潮汐	潮汐変化、最高／最低静水位等
	波浪	有義波高・波のピーク周期等
海底	海底形状、海底人工物、海底面下の土層構造等（音波探査・土質調査）	

(2) 系統接続に関する情報

北海道松前沖は、国が促進区域における合理的な系統接続の方針を整理する「系統確保スキーム」の対象となっているところ、本公募の実施に当たっての前提として、国が一般送配電事業者に対して概略的な検討の相談を行っている事項について、次の①から③までの情報を提供する。

なお、当該情報は概略的な検討にあたり前提としているものであり、今後変更の可能性がある。

- ①概略的な検討にあたり想定している連系点・連系方法
- ②概略的な検討にあたり想定している最大受電電力
- ③その他

暫定的な連系予約及び接続検討の結果（最大受電電力、系統連系工事の概要、工事費負担金概算等）については、必要な調整が済み次第、本情報の提供を受けるための申請を行い、経済産業省及び国土交通省から承諾（以下「国の承諾」という。）を受けた事業者に対して、情報の提供を行う。

(3) その他風車の設置位置等の検討の参考となる情報

本区域において洋上風力発電設備等の設置位置について留意が必要な松前町の住宅等について、参考となる情報を提供する。

3 本情報の提供を受けるための申請要件

本情報は、本公募への参加及び公募占用計画の提案内容の検討のために情報を提供するものであることを踏まえ、本情報の提供申請ができる事業者は、以下の要件をいずれも満たす事業者とする。

なお、コンソーシアムにより本公募への参加を希望する場合には、コンソーシアムを構成する全ての事業者につき以下の要件を満たす必要があることに留意すること。また、本公募への参加方法がコンソーシアムによるか否かにかかわらず、全ての第二次被提供者につき(4)の要件を満たす必要があることに留意すること。

- (1) 本公募への参加を検討していること。
- (2) 本情報は本公募へ参加する目的でのみ使用することとし、下記4で定める本情報の取扱いに係る留意事項を遵守する旨の誓約書を提出すること。ただし、法第15条第6項の規定により、経済産業大臣及び国土交通大臣から、本公募における選定事業者として選定された旨の通知を受けた場合は、当該通知を受けた時から、本目的を「公募占用計画の実施」に読み替えるものとする。
- (3) 「一般海域における占用公募制度の運用指針」の「別紙 参加資格」のうち、本公募の開始前に確認可能である要件として【別紙】「情報の提供を受けるための申請要件」に掲げる要件を満たしていること。

なお、SPC等の事業体を申請者とする場合には、当該事業体の議決権を有し、事業実績（【別紙】(1)②）の評価対象となる企業についても、【別紙】「情報の提供

を受けるための申請要件」に掲げる各要件（【別紙】（１）①を除く。）を満たす必要がある。

- (4) 本情報の管理等の適切性について、外国の法的環境等により影響を受けるものではないこと。

4 本情報の利用条件

本情報の提供を受けることを希望する事業者は、本情報の取扱いに関し、以下の(1)～(3)の利用条件を遵守しなければならない。

本情報の提供を受けた事業者がこれらの条件に違反した場合には、当該事業者における応募は無効とし、選定事業者の選定及び公募占用計画の認定の取消しの対象となるほか、一定の期間、法に基づく公募（本区域以外の海域における公募も含む。）の参加資格の停止措置を講じる場合がある。

(1) 本情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止

本情報は、いずれも本公募への参加及び公募占用計画の提案内容の検討に利用する目的でのみ使用することを前提に提供するものであるため、守秘義務対象情報とし、上記の目的外での本情報の利用や、後記(2)で定める場合以外の本情報の第三者への提供は禁止する。ただし、法第15条第6項の規定により、経済産業大臣及び国土交通大臣から、本公募における選定事業者として選定された旨の通知を受けた場合は、当該通知を受けた時から、本情報の利用目的を「公募占用計画の実施」に読み替えるものとする。

(2) 第二次被提供者に対する本情報の提供

上記(1)にかかわらず、本情報の提供を受けた事業者は、次に掲げる者（定義は【様式2】「守秘義務の遵守に関する誓約書」第1条を参照）のうち、当該事業者が第二次被提供者として指定し、経済産業省及び国土交通省に承諾された者に対して、本情報を提供することができる。

- (i) コンソーシアム構成員
- (ii) 関係会社
- (iii) 応募アドバイザー
- (iv) 協力企業

(3) 情報の破棄

本情報の提供を受けた事業者は、以下のとおり、情報の破棄を行わなければならない。

① 情報の破棄の方法

提供された本情報（本情報を印刷、複写、複製、加工又は編集等することによって得られた情報及びハードディスク等の記録媒体への記録を含む。）を破棄した上で、下記6の書類の提出先に、【様式4】「守秘義務対象情報の破棄に関する報告書」を提出しなければならない。

なお、第二次被提供者における情報の破棄の報告については、各社の【様式4】を応募企業又は代表企業が取りまとめの上、下記6の書類の提出先に提出すること。

② 情報の破棄の期限

- ・本公募を実施しないこととなった場合は、経済産業省及び国土交通省から情報の破棄を求められた日から1ヶ月以内。
- ・本公募に参加しなかった場合は、本公募の受付終了日から1ヶ月以内。
- ・本公募により選定事業者を選定されなかった場合は、選定結果が公表された日から1ヶ月以内。
- ・本公募により選定事業者を選定された場合は、選定事業者の選定が取り消された日又は本区域の占用が終了した日から1ヶ月以内。
- ・本公募により選定事業者を選定された後、法第20条に基づき他者に地位を承継する場合は、承継した日から1ヶ月以内。

5 申請に必要な書類

本情報の提供申請等に必要な書類は、下表のとおり。

各提出書類への押印・印鑑証明書添付については、(1) 電子署名+タイムスタンプ+電子証明書、または(2) 署名+署名認証(公証人証明、直近3ヶ月以内)のいずれかの方法をもって替えることができる。押印のみ(印鑑証明書の添付不要)の様式については、電子署名又は署名をもって替えることができる。これらの方法による場合は、必要に応じて様式を修正の上、提出すること。また、海外の電子証明書、署名証明書の場合は、日本語訳も添付すること。

様式について上記押印・印鑑証明書添付にかかる以外の文言の修正が行われていた場合は、申請を一切受け付けない。

なお、下表に掲げる書類を不備・不足なく提出した場合においても、申請要件の充足を確認できないときは、追加で書類の提出を求める場合がある。

提出様式（※1） ／ 事例（※2）	【様式1】	【様式1の2】	【様式1の3】	【様式2】	【様式3】	【様式3の2】	【様式3の3】	【様式4】	【様式5】	【様式6】	【様式7】	【様式外】
	守秘義務対象情報の提供を受けるための申請書	守秘義務対象情報の提供を受けるための変更申請書	守秘義務対象情報の提供を受けた者の申請内容変更届	守秘義務の遵守に関する誓約書	第二次被提供者の指定	第二次被提供者の指定の変更	第二次被提供者の区分の変更届	守秘義務対象情報の破棄に関する報告書	実績を証する書類	関心表明書	金融機関の関心表明及び実績を証する書類	事業者名義の誓約書
新規の申請	○			○ ※3	△ ※4				○ ※5	△ ※6		● ※7
情報被提供者の申請内容変更(事業者名、所在地、代表者名等)			○									
第二次被提供者の追加指定		○		○		○						
第二次被提供者の指定取消し			○				○	○				
第二次被提供者の区分変更							○					
守秘義務対象情報の破棄								○				

○：要提出、△：必要に応じて提出、●：いずれか片方を提出

※1 各様式に記載されている添付書類と併せて提出すること。

※2 表に記載のない事例における提出様式については、国に確認すること。

※3 応募企業又は代表企業及び第二次被提供者のものを提出すること。

※4 第二次被提供者を指定する場合に提出すること。

※5 【別紙】情報の提供を受けるための申請要件(1)②の条件を満たす実績を記載すること。

- ※6 【別紙】情報の提供を受けるための申請要件（1）②の条件を満たす実績について、申請者又はコンソーシアムの構成員以外の実績を考慮する場合に作成すること。
- ※7 【別紙】情報の提供を受けるための申請要件（1）③の条件を満たすことを証するための書類。

6 書類の提出先

本情報の提供申請を行う場合その他必要書類を提出する場合には、当該書類を下記の宛先に電子メールにて送付すること。

【宛名】

経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー課

国土交通省港湾局海洋・環境課「再エネ海域利用法制度」担当 宛

【メールアドレス】

（経済産業省）bz1-zyouhouteiky@meti.go.jp

（国土交通省）hqt-zyouhouteiky2025@gxb.mlit.go.jp

※ 件名に、「北海道松前沖に関する情報の提供申請について」と記載。

※ 電子メールの提出が難しい場合は、下記住所まで郵送可（期限必着）

住所：〒140-0001 東京都品川区北品川 1-3-12 第5小池ビル5階

（国土交通省港湾局海洋・環境課海洋利用調査センター）

7 本情報の提供申請に対する回答

前記6のとおり書類提出後、上記5の申請に必要な書類に不備・不足のないこと及び申請要件の充足の確認ができてから10営業日以内を目安に、情報提供の可否及び方法について電子メールにより回答する。

なお、申請書類に不備がある場合、様式の文言に修正がある場合、申請書類によっても上記3の情報の提供を受けるための申請要件を満たすことが確認できない場合等には、本情報を提供しない。

また、本情報の提供申請及び第二次被提供者の追加指定にかかる変更申請が非常に多数にわたる場合などには、申請書類の確認及び申請要件の充足の確認等に上記日数以上の時間を要する場合があるため、余裕をもって計画的に申請を行うこと。

【別紙】情報の提供を受けるための申請要件

(1) 申請者が、次のいずれにも該当する者であること

- ① 国内法人（国内に本店又は主たる事務所を有する法人）であること（コンソーシアムにより本公募への参加を希望する場合には、その構成員の全てが該当すること）
- ② 国内外における海洋土木工事の実績（国内実績の場合は港湾土木工事、港湾等しゅんせつ工事、港湾等鋼構造物工事に該当する工事で、本情報の提供の申請日前10年以内に行われた実績に限る。）があること【様式5】（申請者以外の協力企業が実績を有している場合も含む。なお、協力企業を活用する場合は、当該企業の関心表明書【様式6】を提出すること）
- ③ 事業実施のための資金的裏付けがあること
（プロジェクトファイナンスを利用する予定の場合）
金融機関の関心表明及びプロジェクトファイナンスの融資実績があること【様式7】
※なお、金融機関が、関心表明を提出する時点で、金融庁長官に登録された格付業者による長期信用格付A-又はA3以上であることを要する。
（自己資金等による予定の場合）
以下の内容が記載された事業者名義の誓約書があること（様式自由）
イ) 事業実施を自己資金で行うことへの本誓約に必要な社内手続を経ていること
ロ) また、外部からの資金調達を一部又は全部の資金の前提とする場合は、調達方法、調達先との検討状況、今後必要となる手続

(2) 申請者及び第二次被提供者が、本情報の提供申請日から本情報を破棄する日までの期間に、次のいずれにも該当しない者であること（コンソーシアムにより本公募への参加を希望する場合には、その構成員の全てが該当しないこと）

- ① 本法、電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）又は電気事業法（昭和39年法律第170号）の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ② 法人であって、その役員のうち①に該当する者があるもの
- ③ 次のいずれかに該当する者
 - イ) 次の申立てがなされている者
 - a 破産法第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て
 - b 会社更生法第17条に基づく更正手続開始の申立て
 - c 民事再生法第21条の規定による再生手続の申立て
 - ロ) 経済産業省本省及び国土交通省本省により、現に指名停止措置を受けている者
 - ハ) 協議会に参加している都道府県及び市町村から現に指名停止措置を受けている者
- ニ) 法人税の滞納者

ホ) 次に該当する者

- a 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者
- b 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- c 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- d 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- e 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- f 暴力団員である事を知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用している者

ヘ) 次のいずれかに該当するとして経済産業省及び国土交通省から現に参加資格を認めないこととされている者

- a 法第21条に基づき経済産業大臣及び国土交通大臣に公募占用計画の認定の取消しを受けた者
- b 促進区域の指定のため、系統の提供を希望したにもかかわらず、公募において他の事業者が選定された際に、合理的な理由なく当該事業者自ら確保した系統を承継しなかった者
- c JOGMECがサイト調査（風況・海底地盤・気象海象）を実施した地域において、JOGMECから調査成果の情報提供を受け、その後選定事業者となったにもかかわらず、合理的な理由なく期日までにJOGMECに対して調査費用相当額の支払を行わなかった者
- d 国による促進区域指定のための情報収集において事業者が国に提供したデータに偽造等があった者
- e 公募の開始から終了までの間に地元関係者等への接触を行い、本事業に係る公募による選定手続の公平性、透明性及び競争性を阻害した者
- f 公募占用指針で規定する保証金納付規定を遵守しなかった者
- g その他公募の参加を認めるべきでない行為を行った者